

**企業結合専門委員会**  
**ディスカッション・ポイント（少数株主持分の取扱い）**

- 連結財務諸表における少数株主持分の取扱いについては、以下の４つの案について、10月29日及び11月26日の委員会において、審議を行っている。

[案 1] 少数株主持分を資本とする 考え	少数株主との取引は、資本取引として扱う。
[案 2] 論点整理の A 案	子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額は、評価・換算差額等とする。
[案 3] 論点整理の B 案	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額は評価・換算差額等）。
[案 4] 従来处理の継続	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額はのれん又は負ののれん）。

- 本日の委員会では、今後の審議の効率化を図るために、本論点については、次の事項について暫定合意のための意思確認を行いたい。

<意思確認事項>

- 連結財務諸表における少数株主持分について、上記の案 1を採用し、今後の検討を行うこととしてはどうか。

なお、以下の事項については、意思確認の結果を踏まえ、今後、審議を行う。

- ✓ 関連する連結上の会計処理に関する論点（子会社が債務超過となった場合の取扱い、全部のれん等）
- ✓ 財務諸表の表示
- ✓ 個別財務諸表における影響（主として共通支配下の取引）

（注）企業結合ステップ 2 については、2010 年第 2 四半期に公開草案を公表し、2010 年第 4 四半期に最終基準化することを予定している。

以 上